

○緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出・確認手続等要領の制定について  
(平成24年5月25日島交規甲第362号、島備二甲第1090号各所属長宛て本部長例規通達)  
最終改正 令和3年12月27日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に規定する緊急通行車両の事前届出及び確認手続等の要領については、緊急通行車両等の事前届出及び確認手続等要領の制定について（平成8年3月5日島交企第1121号本部長例規通達。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところである。

今般、東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、災対法、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づく緊急通行車両等の確認事務及び交通規制の対象から除外する車両の確認手続等に関し、緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出・確認事務等要領を別添のとおり制定し、平成24年6月1日から運用することとしたので、適正な事務処理に努められたい。

なお、旧通達は、平成24年5月31日限り、その効力を失う。

別添

## 緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出・確認手続等要領

### 第1 趣旨

この要領は、大規模災害発生時における緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に係る事前届出に関する規程（令和3年島根県公安委員会規程第4号。以下「公安委員会規程」という。）第14条の規定に基づき、緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出及び災害時等における確認手続について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

#### 1 緊急通行車両の事前届出

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両として使用される車両であることについて、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）に係る事前届出を実施するものとする。

#### 2 事前届出の対象とする車両

緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、災対法施行令第32条の2第2号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されており、次のいずれにも該当する車両とする。

- (1) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。（注1）
- (2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。（注2）

※ 注：1 災対法第50条第1項においては、災害応急対策は次のア～ケに掲げる事項について行うものとされている。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

- 2 指定（地方）公共機関には、営利企業、業界団体等であっても、大規模災害発生時に災害応急対策を実施する運送会社、インフラストラクチャー（産業や社会生活の基盤となる施設）関連企業等が含まれることに留意すること。

### 3 自衛隊車両等の取扱い

災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって、特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものにあつては、緊急通行車両ではなく、第3の1の規制除外車両として整理し、災対法第76条第1項の規定に基づき指定する道路の区間（以下「緊急交通路」という。）の通行に際し、確認標章の掲示は不要なものとして取り扱う。

したがって、確認標章の交付はせず、事前届出の対象ともしないこと。

### 4 緊急通行車両の事前届出に関する手続

#### (1) 事前届出の概要

##### ア 事前届出を行う者

事前届出を行う者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とする。

##### イ 受付窓口

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）を受付窓口とする。ただし、電子情報処理組織を使用する方法による事前届出にあつては、当該警察署のみを受付窓口とする。

##### ウ 事前届出の際に必要な書類

事前届出の際には、緊急通行車両等事前届出書（公安委員会規程様式第1号。以下「事前届出書」という。）2部のほか、次に掲げる関係書類を提出又は提示させるものとする。

(ア) 輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該書類がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）1通

(イ) 自動車検査証（以下「車検証」という。）

#### (2) 届出の受理

警察署長及び交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、届出に係る車両が2の(1)に該当するかどうかを審査し、事前届出の対象車両と認められる場合は、事前届出を受理するものとする。

なお、事前届出を受理した警察署長は、届出に関する書類を速やかに交通規制課長へ送付するものとする。

#### (3) 届出済証の交付等

##### ア 届出済証の交付

交通規制課長は、緊急通行車両等事前届出済証（公安委員会規程様式第1号。以下「届出済証」という。）を作成し、1部を事前届出を行った者に交付するとともに、1部を控えとして保管するものとする。

なお、警察署長が届出を受理したものについては、交通規制課長は作成した届出済証の1部を警察署に送付して、警察署長が交付するものとする。

#### イ 届出受理簿の備付け

交通規制課長は、緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）（様式第2号。以下「届出受理簿」という。）を備え付け、事前届出の受理、届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

なお、届出済証の交付番号は、届出受理簿の受理（交付）番号を記入するものとする。

#### ウ 届出者への説明

届出済証を交付する際には、届出者に対し、確認手続要領、届出済証の再交付及び返納要領並びに届出済証の車検証との一体的保管について説明するものとする。

#### エ 届出済証の再交付

##### (ア) 再交付する場合

交通規制課長は、届出済証を交付した者から事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があったときは、届出済証の再交付を行うものとする。

##### (イ) 再交付の手続

再交付の手続は、(1)のア及びイ、(2)並びに(3)のアに準ずるものとし、再交付に際して必要な書類は事前届出書のみとする。

なお、警察署において申出を受けたときは、交通規制課に電話照会し、既に届出済証の交付を受けている車両であることを確認した上で手続を行うものとする。

交通規制課長は、再交付に係る届出済証の右上部欄外に「再」と朱書するとともに、届出受理簿の備考欄に再交付年月日及び「再」と付記し、処理状況を明らかにしておくものとする。

#### オ 届出済証の返納

##### (ア) 返納する場合

事前届出が行われた車両が緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車になったとき、その他緊急通行車両としての必要性がなくなったと認めるときは、速やかに届出済証を返納させること。

##### (イ) 返納の手続

返納窓口は、警察署又は交通規制課とし、警察署で返納を受けた場合、警察署長は返納を受けた届出済証を速やかに交通規制課長へ送付するものとする。

交通規制課長は、返納を受けた届出済証について、届出受理簿の備考欄に受理年月日及び「返納」と付記し、記載事項を二本線で抹消して、処理

状況を明らかにしておくとともに、返納を受けた届出済証を確実に裁断処分するものとする。

## 5 事前届出車両の確認

### (1) 確認事務の概要

#### ア 確認場所

届出済証による緊急通行車両であることの確認は、交通規制課、警察署及び交通検問所で行うものとする。

#### イ 優先処理

届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

#### ウ 確認

緊急通行車両であることの確認は、当該車両の使用者に、既に交付されている届出済証を提示させることにより行うものとし、確認後、届出済証を使用者に確実に返却すること。

### (2) 確認標章及び証明書の交付等

#### ア 確認標章及び証明書の交付

(1)のウの確認を行った場合には、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第3の標章（以下「確認標章」という。）及び災対法施行規則別記様式第4の証明書（以下「証明書」という。）を交付するものとする。

#### イ 確認標章の有効期限

確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

（例）4月1日発行の場合の有効期限は5月1日となる。

#### ウ 確認処理簿の備付け

確認事務を行う交通規制課、警察署及び交通検問所には、緊急通行車両等確認処理簿（証明書交付簿）（様式第3号。以下「確認処理簿」という。）を備え付け、確認標章、証明書の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

なお、証明書の交付番号は、島根県警察における公文書の管理に関する訓令（平成13年島根県警察訓令第34号）別表第2に規定する各所属の略号及び確認処理簿の受付（交付）番号を記入するものとする。また、複数の交通検問所を設ける場合は、検問所が判別できるように交付番号の前にインターチェンジ、ランプ名等を付すること。

#### エ 確認申出者への説明

確認標章及び証明書を交付する際には、申出者に対し、次の事項を説明す

るものとする。

(7) 確認標章を当該車両のダッシュボード等の見やすい場所に掲示すること。

(4) 証明書を車内に備え付けること。

## 6 事前届出車両以外の車両に係る確認

### (1) 確認事務の概要

#### ア 確認場所

届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

#### イ 確認の申出の際に必要な書類

確認の申出の際には、次の書類を提出又は提示させるものとする。

(7) 緊急通行車両等確認申請書（様式第4号。以下「確認申請書」という。）  
1通

(4) 指定行政機関等による要請書の写し等

内閣府に設置される非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が災害応急対策のために使用することを依頼した車両の情報は、当該対策本部のホームページ等に掲載が予定されていることから、当該ホームページにより緊急通行車両であることの確認を行うこととし、掲載がない車両に限り、指定行政機関等による要請書の写し等を提出させること。

なお、警察署においてホームページの確認ができない場合は、交通規制課を通じて確認すること。

(4) 車検証（提示のみ）

#### ウ 確認

警察署長は、申出に係る車両が2に該当し、緊急通行車両と認められるかどうかについて確認するものとする。

### (2) 確認標章及び証明書の交付等

5の(2)の規定は、事前届出車両以外の車両に係る確認標章及び証明書の交付等について準用する。

## 7 報道関連車両に関する特例

### (1) 指定地方公共機関に指定されていない報道機関関係車両の取扱い

指定地方公共機関に指定されていない報道機関に係る緊急取材車両については、次の要件を満たしている場合に限り、指定地方公共機関に準じた位置付けとし、緊急通行車両として取り扱うものとする。

ア 当該報道機関が災害に関する報道を行うことにより災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施する義務を負うことを明らかにする内容の協定を、当該報道機関と島根県知事又は島根県公安委員会との間で締結していること。

イ 当該車両等の通行等が他の指定公共機関、指定地方公共機関等の行う災害

応急対策の妨げとならないこと。

(2) 緊急通行車両として取り扱う報道機関関係車両

報道機関の関係者が使用する車両のうち緊急通行車両として取り扱うとともに、事前届出の対象となる車両は、次のいずれかに該当し、使用の本拠の位置が原則として島根県内にある車両とする。ただし、登録（車両）番号が県外の車両であっても、島根県内において専ら取材のために使用している車両は対象の車両に含めるものとする。

ア 指定公共機関若しくは指定地方公共機関に指定されている報道機関又は(1)の要件を満たす報道機関（以下「指定報道機関」という。）が取材用として保有している車両

イ 指定報道機関の記者、カメラマン、アナウンサー等が取材に使用している個人の車両

ウ 指定報道機関が道路運送事業者等との契約により取材に使用しているタクシー、ハイヤー等の車両

(3) 事前届出における特別な手続

ア 対象車両

指定報道機関が道路運送事業者等との契約により日常的に取材用に使用している車両（タクシー、ハイヤー等）のうち、災害時に緊急取材用の車両として使用すると認められる車両として事前に特定することが困難な車両

イ 手続要領

登録（車両）番号未決定の形で事前届出を行わせた上、災害発生時に確認標章等を交付する際、実際に使用している車両の登録（車両）番号を確認標章及び証明書に記載するものとする。

(4) 事前届出車両以外の車両の確認における特別な措置

ア 対象事象

指定報道機関が、災害が発生した場合において、本来の方法によらないで、やむを得ず事前届出がなされていない車両を緊急通行車両として使用するとき

イ 措置要領

(ア) 確認方法

使用者の腕章・身分証明書の携帯状況や社旗の掲出等により、外見上も報道関係車両と認められる車両に限り、緊急通行車両としての確認手続を行い、暫定的に確認標章及び証明書の交付を行うものとする。

(イ) 確認標章の有効期限

この場合、確認標章の有効期間は、災害の状況等に応じて1、2日程度の短期間とすること。

なお、当該車両について引き続き災害応急対策に従事する旨の申出があった場合には、通常の確認事務を行って、確認標章及び証明書を交付する

ものとする。

### 第3 災対法の規定に基づき交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

#### 1 規制除外車両

公安委員会規程第2条第2号に規定する規制除外車両をいう。

#### 2 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施するものとする。

なお、規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

また、規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約等により、大規模災害発生時に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両として取り扱われることとなる。この場合において、事前届出車両として取り扱うためには、改めて緊急通行車両としての事前届出を行う必要がある。

#### 3 事前届出の対象とする車両

規制除外車両として事前届出の対象となる車両は、緊急通行車両以外の車両であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

#### 4 規制除外車両の事前届出に関する手続

##### (1) 事前届出の概要

##### ア 事前届出を行う者

事前届出を行う者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とする。

##### イ 受付窓口

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は交通規制課を受付窓口とする。ただし、電子情報処理組織を使用する方法による事前届出にあつては、当該警察署のみを受付窓口とする。

##### ウ 事前届出の際に必要な書類

事前届出の際には、規制除外車両事前届出書（公安委員会規程様式第2号。以下「除外事前届出書」という。）2部のほか、次に掲げる関係書類を提出又は提示させるものとする。

##### (ア) 車検証

##### (イ) その他書類

- a 医師、歯科医師、医療機関等の使用する車両



医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類

b 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることが確認できる書類

c 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限りて受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

(2) 届出の受理

警察署長及び交通規制課長は、届出に係る車両が3に該当するかどうかを審査し、対象車両と認められる場合は、事前届出を受理するものとする。

なお、事前届出を受理した警察署長は、届出に関する書類を速やかに交通規制課長へ送付するものとする。

(3) 除外届出済証の交付等

ア 除外届出済証の交付

交通規制課長は、規制除外車両事前届出済証（公安委員会規程様式第2号。以下「除外届出済証」という。）を作成し、1部を事前届出を行った者に交付するとともに、1部を控えとして保管するものとする。

なお、警察署長が届出を受理したのものについては、交通規制課長は作成した除外届出済証の1部を警察署に送付して、警察署長が交付するものとする。

イ 除外届出受理簿の備付け

交通規制課長は、規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）（様式第6号。以下「除外届出受理簿」という。）を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

なお、除外届出済証の交付番号は、除外届出受理簿の受理（交付）番号を記入するものとする。

ウ 届出者への説明

除外届出済証を交付する際には、届出者に対し、確認手続要領、除外届出済証の再交付及び返納要領並びに除外届出済証の車検証との一体的保管について説明するものとする。

エ 除外届出済証の再交付

第2の4の(3)のエの規定は、除外届出済証の再交付の手続に準用する。この場合において、「事前届出書」とあるのは「除外事前届出書」と、「届出受

理簿」とあるのは「除外届出受理簿」と読み替えるものとする。

オ 除外届出済証の返納

第2の4の(3)のオの規定は、除外届出済証の返納の手續に準用する。この場合において、「届出受理簿」とあるのは「除外届出受理簿」と読み替えるものとする。

5 事前届出車両の確認

(1) 確認事務の概要

ア 確認場所

除外届出済証による規制除外車両であることの確認は、交通規制課、警察署及び交通検問所で行うものとする。

イ 優先処理

除外届出済証の交付を受けた者から、規制除外車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの届出に優先して取り扱うものとする。

ウ 確認

規制除外車両であることの確認は、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させることにより行うものとし、確認後、除外届出済証を使用者に確実に返却すること。

(2) 確認標章及び除外証明書の交付等

ア 確認標章及び除外証明書の交付

(1)のウの確認を行った場合には、確認標章及び規制除外車両確認証明書(公安委員会規程様式第3号。以下「除外証明書」という。)を交付するものとする。

イ 確認標章の有効期限

確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

ウ 除外確認処理簿の備付け

確認事務を行う交通規制課、警察署及び交通検問所には、規制除外車両確認処理簿(証明書交付簿)様式第8号。以下「除外確認処理簿」という。)を備え付け、確認標章、除外証明書の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

なお、除外証明書の交付番号は、島根県警察における公文書の管理に関する訓令別表第2に規定する各所属の略号及び除外確認処理簿の受付(交付)番号を記入するものとする。また、複数の交通検問所を設ける場合は、検問所が判別できるように交付番号の前にインターチェンジ、ランプ名等を付すること。

エ 確認申出者への説明

確認標章及び除外証明書を交付する際には、申出者に対し、次の事項を説明するものとする。

(ア) 確認標章を当該車両のダッシュボード等の見やすい場所に掲示すること。

(イ) 除外証明書を車内に備え付けること。

## 6 事前届出車両以外の車両に係る確認

### (1) 事前届出対象車両に係る確認事務の概要

#### ア 確認場所

除外届出済証の交付を受けていない事前届出対象車両の使用者から申出があった場合の確認は、交通規制課、警察署及び交通検問所で行うものとする。

#### イ 確認の申出の際に必要な書類

確認の申出の際には、次の書類を提出又は提示させるものとする。

(ア) 確認申請書 1通

(イ) 車検証（提示のみ）

(ウ) 4の(1)のウの(イ)の書類（提示のみ）

#### ウ 確認

警察署長、島根県警察高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）及び交通規制課長は、申出に係る車両が規制除外車両に該当するかどうかについて確認するものとする。

### (2) 事前届出対象車両以外の車両に係る確認事務の概要

(1)の規定は、復旧の状況等を踏まえ、交通規制の対象が縮小され、新たに規制の除外対象とされた車両に対する確認事務に準用する。ただしこの場合、(1)のイの(ウ)の書類の提示に代えて、次のような方法により確認するものとする。

（例示）

#### ア 燃料を輸送する車両（タンクローリー）

車検証等により車両の形状を確認する。

#### イ 路線バス・高速バス

車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送事業者で、乗車定員が11人以上であることを確認する。

#### ウ 霊きゅう車

車検証等により車両の形状を確認する。

#### エ 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

車検証で事業用（緑ナンバー）の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、例えば、次の物資等を輸送することを確認する。

- ・ 医薬品、医療機器、医療用資材等
- ・ 食料品、日用品等の消費財
- ・ 建築用資材
- ・ 金融機関の現金

- ・ 家畜の飼料
- ・ 新聞、新聞用ロール紙

(3) 確認標章及び除外証明書の交付等

5の(2)の規定は、事前届出以外の車両に係る確認標章及び除外証明書の交付等について準用する。

7 交通規制の対象から一律に除外することとした車両の取扱い

復旧の状況等を踏まえ、新たに交通規制の対象から一律に除外することとして公安委員会の意思決定を受けた大型貨物自動車、事業用自動車等については、交通検問所において、自動車登録番号標の寸法又は分類番号により規制除外車両に該当するかどうかを確認し、確認できた車両については、緊急交通路の通行に際し、確認標章の掲示は不要なものとして取り扱うものとする。

したがって、確認標章や証明書の交付はしないこと。

(例) 小型以外の貨物自動車を交通規制の対象から除く場合には、自動車登録番号標の分類番号が1、10から19まで及び100から199までであることを確認する。

#### 第4 地震法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い

1 地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出

地震防災応急対策活動の円滑な推進に資するための緊急輸送車両（大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。2において「地震法施行令」という。）第12条第1項の規定に基づく緊急輸送を行う車両をいう。以下同じ。）であることの確認について事前届出を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

2 事前届出の対象とする車両

緊急輸送車両であることの確認の対象となる車両は、地震法施行令第12条第1項において、「法第24条に規定する緊急輸送を行う車両」と規定されており、次のいずれにも該当する車両とする。

- (1) 警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。（注3）
- (2) 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

※ 注3：地震法第21条第1項においては、地震防災応急対策は次のア〜クに掲げる事項について行うものとされている。

- ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- エ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- カ 緊急輸送の確保に関する事項
- キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- ク その他地震災害の発生防止又は軽減を図るための措置に関する事項

### 3 事前届出に関する手続

災対法の規定に基づく緊急通行車両の手続と同様とする。

### 4 事前届出車両の確認

災対法の規定に基づく緊急通行車両の手続と同様とする。ただし、確認標章の有効期限は別途指示する。

この場合において、第2の5の(2)のア中、「災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第3」とあるのは「大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。「以下「地震法施行規則」という。）別記様式第6」と、「災対法施行規則別記様式第4」とあるのは、「地震法施行規則別記様式第7」と読み替えるものとする。

### 5 事前届出車両以外の車両に係る確認

災対法の規定に基づく緊急通行車両の手続と同様とする。

なお、確認の申出の際には、次の書類を提出又は提示させるものとする。

- (1) 確認申請書1通
- (2) 指定行政機関等による要請書の写し等
- (3) 車検証（提示のみ）

### 6 地震法の規定に基づく緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の取扱い

緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両については、地震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなす。

## 第5 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両及び規制除外車両に係る取扱い

### 1 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

緊急事態応急対策活動の円滑な推進に資するため、原子力災害特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第8条第2項において災対法施行令第33条第1項の規定を読み替えて適用する場合における緊急通行車両であることの確認については、事前届出を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される、災害対策に従事する自衛隊車両等につ

いては、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

## 2 事前届出の対象とする車両

原災法において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、緊急事態応急対策に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策を実施するための車両であり、次のいずれにも該当する車両とする。

- (1) 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。(注4)
- (2) 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により、常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

※ 注4：原災法第26条第1項においては、緊急事態応急対策は次のア〜クに掲げる事項について行うものとされている。

ア 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置に実施に関する事項

ク その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

## 3 事前届出に関する手続

災対法の規定に基づく緊急通行車両の手続と同様とする。

## 4 事前届出車両の確認

災対法の規定に基づく緊急通行車両の手続と同様とする。

## 5 事前届出車両以外の車両に係る確認

災対法の規定に基づく緊急通行車両の手続と同様とする。

なお、確認の申出の際には、次の書類を提出又は提示させるものとする。

- (1) 確認申請書1通
- (2) 指定行政機関等による要請書の写し等
- (3) 車検証（提示のみ）

## 6 原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

第3の規定は、原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について

て準用する。この場合において、第3の2中「災害応急対策」とあるのは、「緊急事態応急対策」と読み替えるものとする。

## 第6 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両及び規制除外車両に関する取扱い

### 1 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

国民の保護のための措置の円滑な推進に資するため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第39条において、災対法施行令第33条第1項の規定の例によることによる緊急通行車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象とはしないこと。

### 2 事前届出の対象とする車両

国民保護法において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、国民の保護のための措置に従事する者又は国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送その他の国民の保護のための措置を実施するための車両であり、次のいずれにも該当する車両とする。

(1) 武力攻撃事態等において、国民の保護に関する基本方針、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画等に基づき、次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両であること。

ア 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置

イ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

エ 運送及び通信に関する措置

オ 国民の生活の安定に関する措置

カ 被害の復旧に関する措置

(2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

### 3 事前届出に関する手続

災対法の規定に基づく緊急通行車両の手続と同様とする。

### 4 事前届出車両の確認

災対法の規定に基づく緊急通行車両の手続と同様とする。

### 5 事前届出車両以外の車両に係る確認

災対法の規定に基づく緊急通行車両の手続と同様とする。

なお、確認の申出の際には、次の書類を提出又は提示させるものとする。

(1) 確認申請書1通

(2) 指定行政機関等による要請書の写し等

(3) 車検証（提示のみ）

6 国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

第3の規定は、国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。この場合において、第3の2中「災害応急対策」とあるのは、「国民の保護のための措置」と読み替えるものとする。

**第7 確認標章等の管理**

確認標章、証明書及び除外証明書（以下「確認標章等」という。）の管理要領は、次のとおりとする。

1 確認標章等の保管場所

確認標章等は、必ず鍵のかかるロッカー等において保管すること。

2 確認標章等受払簿等の備付け

警察署及び島根県警察高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）に確認標章等受払簿（様式第9号。以下「受払簿」という。）を、交通規制課に確認標章等受払管理簿（様式第10号。以下「受払管理簿」という。）を備え付けるものとする。この場合において、受払簿及び受払管理簿は、確認標章等の種別ごとに備付け、確認標章等を受領交付した都度記載するとともに、確認標章等の保管状況を明らかにしておくものとする。

3 確認標章等の受領要領

警察署等において、確認標章等が残り少なくなった場合は、確認標章等の種別と必要枚数を交通規制課に連絡し、確認標章等の交付を受けるものとする。この場合において、交通規制課は確認標章等とともに確認標章等送付書（様式第11号。以下「送付書」という。）及び確認標章等受領書（様式第12号。以下「受領書」という。）を警察署等に送付し、警察署等においては、送付書は受払簿とともに警察署長又は高速隊長の決裁を受け、受払簿の末尾に編てつするとともに、受領書に警察署長及び高速隊長の公印を押印の上、交通規制課に返送すること。

なお、交通規制課は、返送を受けた受領書を受払確認簿の末尾に編てつしておくものとする。

4 簿冊類の確認要領

確認標章等を警察署等で交付した場合、交付した日ごとに確認処理簿及び除外確認処理簿並びに受払簿について、警察署長又は高速隊長の確認を受けること。

5 誤記した確認標章等の取扱い

確認標章等を誤記した場合は、確認標章等誤記報告書（様式第13号。以下「誤記報告書」という。）を記載し、受払簿の備考欄にも誤記した旨と枚数を朱書し、誤記報告書に誤記した確認標章等を添えて、決裁を受けること。

なお、誤記した確認標章等は、警察署等において確実に裁断処分すること。

6 保存期間

確認標章等の管理に係る受払簿、受払管理簿、送付書、受領書及び誤記報告書の保存期間は、3年とする。



様式〔略〕